

CSW64 北京+25 会議記録

房野 桂 作成

3月9日(月) 午前

役員を選出(議事項目 1)

委員会は、CSW64の副議長として Devita Abraham(トリニダード・トバゴ)、Ahlem Sara Charikhi(アルジェリア)及び報告者も務める Zahraa M. Salih Mahdi Nassrullah(イラク)を選出。

委員会は、CSW64の通報作業部会の委員として、Zebib Gebrekidan(エリトリア)と Mohammed Essam M. Khashaan(サディアラビア)を、CSW64と65の通報作業部会の委員として、Michael Baruch Baror(イスラエル)を任命。

アジェンダ及びその他の組織上の問題の採択(議事項目 2)

委員会はCSW64の暫定アジェンダ(E/CN.6/2020/1)及び改訂作業組織(E/CN.6/2020/1/Add.1/Rev.1)を採択。

作業組織案(E/CN.6/2020/1/Add.1/Rev.1)

日付	議事項目	プログラム
3月9日(月) 10a.m.-1p.m.	1 2 3	役員選出 アジェンダ及びその他の組織上の問題の採択 開会ステートメント 第4回世界女性会議及び「女性2000年:21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会のフォローアップ 報告書の紹介 政治宣言案の採択
3月13日(金) 10-11a.m. 11a.m.-1p.m.	4 3 3 5 6 7	女性の地位に関する通報 女性の地位に関する通報作業部会の報告書の検討(非公開会議) 第4回世界女性会議及び「女性2000年:21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会のフォローアップ 決議の採択 経済社会理事会決議と決定のフォローアップ CSW65の暫定アジェンダ CSW65の暫定アジェンダの検討 CSW64の報告書の採択 報告案の検討 CSW64の閉会

会期開会ステートメント

1. Mher Margaryan(アルゼンチン)CSW 議長: CSW64に参加するために、100 か国以上の政府と何千もの市民社会と青年代表がニューヨークに来るものと期待されていたが、政府間機関は、コロナウィルスのために規模を縮小しなければならなかった。皆ががっかりしたのは明らかである。しかし、これがジェンダー平等のアジェンダを推進し、「北京宣言と行動綱領」の12の重大問題領域の見直しに悪影響を与えることはできず、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの達成と課題を強調する。

25周年を祝う最善の方法は、①差別的な法律と慣行をなくし、②教育と雇用機会へのアクセスを高め、③より平等で、正しい、調和した社会を築くために人権と基本的自由を保護することにより、結果を達成するために活動することである。達成した進歩と世界中の国々が継続して直面している課題を概説する国の報告書を準備した各国政府に感謝し、5つの地域委員会のすべてが、同様に現在の傾向と前進のためのカギとなる行動を明らかにしたことを伝える。加盟国とすべてのステイクホルダーが苦勞して仕上げた産物である政治宣言は、「北京行動綱領」を実現する共通の政治的意志を反映しており、ジェンダー平等の達成の途上にある既存の課題と新しい課題を認め、格差に対処するための重要な行為者に光を当てている。委員会の作業を導く領域も概説している。私たちはジェンダー平等と女性のエンパワーメントにコミットするよう要請されている。

2. Antonio Guterres 国連事務総長: コロナウィルスによる異常事態でCSW64が延期となったことを本当に悲しく思う。世界中の活動家と女性グループは失望を分かち合っていることであろうが、私たちみんながジェンダー平等に関する「持続可能な開発目標5」を達成するという至上命令を理解していることを、希望を抱いて心強く思うことができる。これは実に単純な正義の問題であり、国連難民高等弁務官事務所を率いていた時に、いつも正義と人権のため闘わざるを得なかったことを想起する。結局は、不平等は基本的に権力の問題である。私たちは未だに男性支配の文化を持つ男性支配の世界に暮らしている。これは偏に変えなければならない。

「北京宣言」と「行動綱領」は共に世界アジェンダを定義していることを想起し、複雑な課題に対する解決策を求めている国々と共に、「持続可能な開発」の達成に向けた軌道に乗る一つの方法は、「行動綱領」に関する行動を促進することである。新しい世代の活動家は建設的行動と恐れを知らぬ強靱性の精神を推し進めているが、女性議員は、未だに3人に1人の割合で男性に追い抜かれており、世界中の女性は、男性の同僚の1ドルにつき75セントしか稼いでいない。無償のケア労働は、依然として依然として頑固に女性化されている。国々の中には、暴力から女性を保護する法律を捲き戻しているところもある。市民のスペースを縮小してきたところもある。性と生殖に関する健康サービスへのアクセスは、とても普遍的とは言えない。私たちは押し戻しを押し戻さなくてはならない。

様々な女性運動は、緊急の組織的変革を要請しており、女性の権利は万人のための社会的・環境的・経済的正義と関連していることを示すために、各国政府とその他の有力な行為者からの説明責任を要求し、国境を越えてチームを形成することを要請している。例えば、アフリカの環境正義のための若い女性のアクティビズムは、抽出産業の慣行と持続不可能な消費と生産のパターンに光を当ててきた。今こそ同盟を築き、女性の権利のために立ち上がる時である。国連の側では事例によって指導することを決意しており、1月に、フルタイムの上級指導者の間でジェンダー平等を達成した---私が事務総長の役割を引き受けた時に設けられたターゲットよりも2年早く。国連は、女性職員の平等権と国連内の力関係を変えることの利益を認め、ジェンダー同数のための道程表も開発した。私は、ジェンダー平等がす

すべての「持続可能な開発目標」の中心であるというメッセージを送るために、「北京行動綱領」を完全に利用して、何が団結させるのかに重点を置くよう CSW64 を奨励する。

3. Mona Juu(ノルウェー)経済社会理事会理事長: CSW64 の開会は、過去の年月と鋭い対照をなして、国連全体を通して、様々な世界の女性運動からのエネルギー、勇気、声がないことを寂しく思う。会議の状況は変化したかも知れないが、その目的、つまり、ジェンダー平等と女性と女児の完全なエンパワーメントを達成するための道程表を記し、このことに再コミットするという目的は依然として極めて重要である。1995 年以来、「行動綱領」は、女性の権利を推進し、いたるところにいる女性と女児に対するあらゆる形態の差別と暴力なくす際に各国政府とその他のステイクホルダーの作業を鼓舞してきた。しかし、作業は依然として終わっていない。「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに配慮した実施と世界が「持続可能な開発」を果たすための「行動の 10 年」に乗り出す時の明確な優先領域を推進することが、経済社会理事会の核心となる公約である。

CSW は、1946 年に経済社会理事会によって創設された初めての補助機関の 1 つであったことを想起するが、今日では CSW は理事会の最高のプロフィールの部分となっていることは疑いない。皆さんの努力は、依然として約 75 年前に CSW が創設された時のように基本的なものである。政治宣言は、「北京行動綱領」の完全で効果的で促進された実施への公約の強力な再確認であり、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントと女性と女児のための人権の完全実現に向けた集団的努力を強化することを求めている。会期の規模は縮小されたが、女性と女児の権利のための闘いは根強く続く。政府として、私たちは女性と女児のために声を上げ、自分の権利を擁護する者を保護するために、世界中で市民社会と共に立ち上がらなければならない。理事会は、いたるところにいる女性と女児のために平等な市民的・政治的・経済的・社会的権利を確保するという未完成の事業を完成することに完全にコミットしている。

4. Tijani Muhammad-Bande(ナイジェリア)総会議長: 委員会の会議に関連する典型的な活気を減らしている公衆衛生の問題について遺憾の意を表明し、世界のほとんどの女性と女児にとっての変革が遅かったことを述べる。ジェンダー平等の主流化は、すべての「持続可能な開発目標」の達成にとって極めて重要である。国際社会が直面している最も現実的な脅威である気候変動は、最も周縁化された女性と女児に不相応な影響を与えている。それぞれの地域社会で気候行動の先頭に立っている先住民族女性と Greta Thunberg のような青年活動家を強調し、女性提唱者、起業家、政策策定者が世界を守るための基本であることを述べる。

すべての学生、特に女児のニーズに応えるよう学校に要請し、学業達成度は女性の経済的エンパワーメントを保障するものではないことを述べる。女性は、男性の 3 倍無償労働を引き受けており、将来は自動化される職の大半は現在女性によって行われている。さらに、女性の権利は、平和で包摂的で民主的な社会を保障するために絶対に必要である。2019 年 9 月に総会の討論における 192 名の発言者のうちたった 16 名が女性であったことに懸念を唱え、これは私たちが必要とする国連を示すものではないことを付け加える。国際社会は、尊重の文化を醸成しなければならず、私たちは、ジェンダーに関わりなく、すべての個人に平等な尊厳と尊重をもって扱われる資格があることを私たちの娘や息子に教えなければならない。

5. Anita Nayar 市民社会・政府・サブ地域同盟事務局長: 油断のならないコロナウィルス危機は、国際社会を、共通財よりもむしろ儲けによって支えられている現在の経済モデルと保健ケア制度の不平等に直

面させている。これはさらに、女性と女兒がいかにケア労働の不相応な重荷を担っているかを強調し、一方、私たちの深い相互関連性と国境のうつろな性質も明らかにしている。1995年の北京会議以来遂げられた進歩を推奨し、世界の南の女性運動が国連から出てきた漸進的価値を形成してきたことを強調する。性と生殖に関する健康及びその他の女性の権利のためのフェミニストの提唱は、重要な政策に繋がってきたが、フェミニストの分析は、どうしてネオリベリズムが女性の権利と相容れるものであるのかを明らかにしてきた。

これら努力にもかかわらず、ネオリベリズムは、民主主義と透明性を損なうことによって再び自己主張してきた。世界の経済ガヴァナンス機関は、社会保障サービスの継続する民営化によって示されているように、既存の機関を作り直すためにフェミニスト運動の文言を採用している。各国政府が民間セクターとさらに相互に絡み合うようになるにつれて、企業の多国間スペースの捕獲が気候危機と国家間の不平等をさらに悪化させている。私たちは、危機の永久的状態となると約束しているものの中で暮らしており、女性は再び、食糧の安全保障から気候変動に至るまで正義のための連動し合う運動の最前線に立っている。特に世界の南における長期的な柔軟な資金提供を要請して、委員会は、市民社会のみならず各国政府からの意味ある国際的参画を保障しなければならない。

6. Heela Yoon 青年代表: 様々な国際枠組みの実施における進歩にもかかわらず、平和と人権への女性と女兒の貢献は、しばしば認められないままである。草の根の地域社会で平和と人権を提唱している若いアフガニスタン女性の代表として、そのジェンダー・インパクトに対処せずに武力紛争を防止することは不可能であると信じている。家事の重荷を担い、差別を経験しつつ、アフガニスタンの女性と女兒は、世界中の同僚のように、政治的参画に対してはかなりの障害に直面している。

アフガニスタンの多くの女性は、経済的・家庭内・地域社会内での意思決定において、かなりの課題にも直面している。心理的・身体的虐待の広がり並びに早期結婚の問題を強調するが、ジェンダー平等を提唱することによって、若い女性は女性を被害者とする逸話を追い払っている。正規のメカニズムが存在しない中で、若い女性たちは、漸進的な社会変革のための独自の方法を形成しており、自分自身の身体の所有権を獲得している。アフガニスタンの和平プロセスに関わっている全ての当事者に人権と女性の権利に依然としてコミットするよう要請し、女性がいなければこの平和は敗れた平和となるであろうことを警告する。

7. Phumzile Mlambo-Ngcuka ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウイメン)事務局長: 北京での第4回世界女性会議で採択された「行動綱領」は、人権としての女性の権利の向上への国連の最大の貢献である。公衆衛生の問題のために多くの人々の声あげられないことを残念に思うが、この課題は、実質的に接続するためにニュー・テクノロジーを利用しようとするあらゆる努力を払うよう委員会を鼓舞することであろう。2020年は、「北京行動綱領」の25周年となるのみならず、国連ウイメンの10周年に当たり、世界の女性たちは、自分たちの生活を改善する行動を起こそうと焦っている。

比較的若い女性たちは、その年長者たちの経験を経験したいとは思っておらず、一方年長者たちは待ちくたびれている。「北京宣言と行動綱領」と第23回特別総会成果の見直しと評価に関する事務総長報告者に注意を引くが、131か国が重大問題領域の274の法的規制的改革を制定してきた。これまで以上に多くの女兒が学校に通っており、一方、女兒のリーダーシップは、気候のアクティビズムと多くのその他の領域で強まっている。クォータ制は、より多くの女性を議会に送るために作用しており、一方

父親休業もある程度進んでいる。

進歩からまだ利益を受けていない人々にこれら解決策をもたらすよう国際社会に要請する。どの解決策もその背後にお金があることを強調する。全体的に、ジェンダー平等に特に捧げられる開発資金の割合は、依然として平均して5%未満である。世界中で10億人の女性の半数が非識字であることを指摘する。7億4,000万人の女性が非正規経済にしがみついている。私たちは、女性が意思決定の部屋においても自分の生活について語る物語においても、ちょうど25%のスペースにぎゅうぎゅう詰めになっている世界を生み出してきたのだ。

政治宣言の採択

政治宣言の内容

非公式折衝に基づいて CSW 議長によって提出された決議案 (E/CN.62020/L.1)

第4回世界女性会議の25周年にあたっての政治宣言

CSW は本決議の付録にある政治宣言を採択する。

付録

第4回世界女性会議の25周年にあたっての政治宣言

我々、各国政府の閣僚及び代表者は、

すべての主要な国連会議とサミットが、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワメントの実現に効果的に貢献するように、開発、経済的・社会的・環境的・人道的及び関連分野のこれら会議とサミットの準備と統合され調整された実施とフォローアップにジェンダーの視点を主流化することを保障するという公約を抱いて、「北京宣言と行動綱領」¹の実施とジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワメントの達成とすべての女性と女兒によるすべての人権と基本的自由の完全で平等な享受と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」²のジェンダーに対応した実施に向けたその貢献に悪影響を及ぼす現在の課題と格差を含め、「北京宣言と行動綱領」と「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第 23 回特別総会の成果³の実施の見直しと評価を行うために、1995 年に北京で開催された第 4 回世界女性会議の 25 周年に当たって、ニューヨークでの CSW64 に集まった。

1. 「北京宣言と行動綱領」¹第 23 回特別総会の成果文書³及び第 4 回世界女性会議の 10 周年、15 周年及び 20 周年に関する CSW の政治宣言⁴。を再確認し、これらの実施を公約する。

¹ 1995 年 9 月 4-15 日、北京、第 4 回世界女性会議報告書 (国連出版物、販売番号 E.96.IV.13 号)、第 I 章、決議 I、付録 I 及び II。

² 総会決議第 70/1 号。

³ 総会決議第 S-23/2、付録、及び決議第 S-23/3、付録。

⁴ 2005 年経済社会理事会公式記録、補遺第 7 号及び訂正版(E/2005/27 及び E/2005/27/Corr.1)、第 I 章、セクション A 及び経済社会理事会決定 2005/232; 2010 年経済社会理事会公式記録、2010 年、補遺第 7 号 6 予備訂正版(E/2010/27 及び E/2010/27/Coor.1)、第 I 章、セクション A、及び経済社会理事会決定 2010/232; 及び 2015 年経済社会理事会公式記録、補遺第 7 号 (E/2015/27)、第 I 章、セ

2. 「北京宣言と行動綱領」の完全で効果的で促進された実施と「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」⁵。の下での責務の成就が、ジェンダー平等とすべて女性と女児のエンパワーメントの達成とその人権の実現において相互に補強し合うものであることを認め、「条約」とその「選択議定書」⁶の批准または加入を検討するよう、まだこれを行っていない国々に要請する。

3. ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの達成と「北京宣言と行動綱領」の完全で、効果的で、促進された実施、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施、関連する主要な国連会議とサミット及びその成果とフォローアップとの相互に補強し合う関係を強調し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントが、「2030 アジェンダ」のすべての「目標」とターゲットにわたる進歩に重要な貢献をすることも強調する。

4. CSW による 2020 年の見直しに貢献してきた地域レベルでの政府間プロセスの成果に留意し、国連地域委員会によって行われてきた地域見直しの開催を歓迎する。

5. 国内・地域・世界レベルでの一致した政策行動を通して「北京宣言と行動綱領」の完全かつ効果的で促進された実施に向けて遂げられた進歩も歓迎し、第 4 回世界女性会議の 25 周年の状況での各国政府によって行われた見直し活動をさらに歓迎し、市民社会とその他のすべての関連ステイクホルダーによる重要な貢献に留意し、2019 年 9 月 12 日の総会決議第 73/340 号を想起し、「ジェンダー平等とすべての女性と女児の実現を促進する」というテーマに関する 2020 年 9 月 23 日に開催されることになっている第 4 回世界女性会議の 25 周年に関する総会の高官会議を楽しみに待つ。

6. 全体的に進歩は迅速なものでもなければ十分に深みのあるものでもなく、領域によっては、進歩は不均衡なものもあり、主要な格差が残っており、構造的障害、差別的慣行、貧国の女性化を含めた障害が根強く続いていることに懸念を表明し、第 4 回世界女性会議の 25 年後に、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを完全に達成した国はなく、かなりの程度の不平等が世界的に根強く続いており、多くの女性と女児はその生涯を通して、重複し重なりあう形態の差別、脆弱性、周縁化を経験しており、特にアフリカ系の女性、HIV とエイズに罹っている女性、農山漁村の女性、先住民族女性、障害を持つ女性、移動する女性及び高齢女性を含むかも知れないが女性の遂げた進歩は最低であることを認める。

7. 「北京宣言と行動綱領」の実施に対する基本的課題として、貧困、世界的な不平等及び国々の内部及び間の開発の利益の不平等な配分を認める。

8. 女性と女児が開発の担い手として重要な役割を果たしており、完全な人間の可能性と持続可能な開発の達成は、もし人間性の半数が継続してその完全な人権と機会を否定されているならば不可能であり、「持続可能な開発目標」が万人のために達成されるべきであることも認める。

9. 男性と男児が、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの達成のための変革の担い手であり受益者としてのみならず戦略的パートナーであり同盟者として完全にかかわることの重要性をさらに認め、「北京宣言と行動綱領」の完全で効果的で促進された実施を達成する努力に男性と男児を

クシヨン C、決議第 59/1 号、付録。

⁵ 国連、条約シリーズ、第 1249 巻、第 2037 号。る

⁶ 同上、第 2131 巻、第 20378 号。

完全にかかわらせる措置を取ることを公約する。

10. 新しい課題が出現してきたことを認め、私たちの政治的意志を再確認し、すべての12の重大問題領域、つまり、①女性と貧困、②女性の教育と訓練、③女性と健康、④女性に対する暴力、⑤女性と武力紛争、⑥女性と経済、⑦権力と意志決定の地位にある女性、⑧女性の地位向上のための制度的メカニズム、⑨女性の人権、⑩女性とメディア、⑪女性と環境及び⑫女兒における既存及び新たな課題と残る実施格差と取り組むことに断固としてコミットする。

11. この新しい課題には、以下を含めることにより、「北京宣言と行動綱領」及びその重大問題領域の完全で効果的で促進された実施のための強化された努力が必要であることも認める：

(a)すべての女性と女兒のための教育への権利を実現する努力を強化し、この点での障害を撤廃し、包括的で、公正で、質の高い教育・訓練・スキル開発を保障し、生涯学習機会を推進し、すべてのセクター、特に女性と女兒が平等に代表されていないセクター、特に科学・技術・工学・数学への女性と女兒の参画を支援し、これら問題に関する国際協力を強化すること。

(b)社会のすべてのレベルとすべての領域でのすべての女性の指導的地位と代表へのアクセスのみならず意思決定への完全で平等で意味ある参画を保障し、並びに彼女たちのための安全で機能的な環境を保障し、この点でのあらゆる障害を撤廃するために行動を起こしつつ、彼女たちの声を強化すること。

(c)労働市場とディーセント・ワークへの女性の完全なアクセスと平等な機会を強化することにより女性の経済的エンパワーメントを保障し、職場での差別と虐待に反対する効果的行動をとり、同一価値労働同一賃金を推進し、社会保障を提供し、すべてのセクターで非正規から正規労働への移行を支援し、女性と女兒のための金融包接と金融識字のみならず貸付と起業への女性のアクセスを推進し、すべての関連ステイクホルダーとの協力を強化すること。

(d)女性と女兒の不相応な無償のケア労働と家事労働の割合を認め、これを減らし再配分するための措置を取り、ワーク・ライフ・バランスと家庭内の男女間の責任の平等な共有を推進すること。

(e)女性と女兒を支援し、エンパワーし、母子家庭を含め、彼女たちにかかる貧困の重荷を撤廃する社会保護制度及びその他の措置を強化すること。

(f)環境政策、気候変動政策、災害危険削減政策にジェンダーの視点を主流化し、気候変動と自然災害が女性と女兒、特に脆弱な状況にある女性と女兒に与える不相応な結果を認め、気候変動と自然災害の否定的インパクトに対応する女性と女兒の強靱性と適合能力を強化し、環境と気候変動問題に関する意思決定への女性の参画とリーダーシップを推進すること。

(g)人身取引と現代の奴隷制度及びその他の形態の搾取のみならず、デジタルの状況を含めた公共・民間の領域でのすべての女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力と有害な慣行を撤廃し、防止し、対応し、司法へのアクセス、暴力のすべての女性被害者への法的サービス、保健サービス、社会サービスを含めた支援サービスの提供を保障すること。

(h)武力紛争中の女性と女兒の保護、あらゆる意思決定レベルの武力紛争の防止と解決を含め、和平プロセスと仲裁努力のあらゆる段階での女性の完全で、平等で意味ある参画を強化し、そこでの彼女たちのリーダーシップと平和維持におけるその強化された代表者数の必要性を認めること。

(i)生涯を通していかなる差別もなく女性と女児の到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への権利を実現する努力を強化し、ユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジの達成に向けて、万人のための健康と福利への公正で、質の高い、料金が手頃なアクセスを推進すること。

(j)生涯のあらゆる段階で、多様な栄養学的ニーズに注意を払うことによって、女性と女児の間の飢餓と栄養不良に対処すること。

12. 以下を含め、「北京宣言と行動綱領」と第 23 回特別総会成果の完全で、効果的で、促進された実施を保障するためにさらなる行動を起こすことを誓う：

(a)すべての差別法を撤廃し、法律・政策・プログラムがすべての女性と女児に利益を与え、その効果を保障するためにこれらが完全に効果的に実施され、組織的に評価され、不平等や周縁化を生み出したり強化したりしないことを保障すること。

(b)構造的障害、差別的な社会規範及びジェンダー固定観念を撤廃し、すべての女性と女児をエンパワーし、その貢献を認め、メディアにおけるそのバランスの取れた固定観念的ではない描き方を通して、彼女達に対する差別と暴力を撤廃する社会規範と慣行を推進すること。

(c)司法と公共サービスへの平等なアクセスを保障するのみならず、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを推進するために、あらゆるレベルで機関の効果と説明責任を強化すること。

(d)万人の人権の実現とジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントのための持続可能な開発の経済的・社会的・環境的側面全体にわたって、ジェンダーの視点を主流化すること。

(e)あらゆる筋からの金融資源の動員を通して、適切な資金提供で、公約をジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントとマッチさせること。

(f)ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントに対する公約の実施のための説明責任を強化すること。

(g)女性と女児の生活を改善し、ジェンダー・デジタル格差を含め、開発格差とデジタル格差を埋めるために、技術と革新の可能性に備え、技術の利用から生じる危険と課題に対処すること。

(h)政策とプログラムの実施と評価を強化するために、国内の統計能力の強化を含め、改善されたジェンダー統計の定期的な収集、分析、利用を通して、データと証拠の格差を埋めること。

(i)ジェンダー平等とすべて女性と女児のエンパワーメントを達成するという公約を実施するために、公・民パートナーシップのみならず、南北・南南・三者協力を含め、国際協力を強化すること。

13. 第 4 回世界女性会議と第 23 回特別総会成果のフォローアップに対する CSW の主たる責任を再確認し、この点での CSW のフォローアップ作業を想起し、国連システム内のジェンダー主流化を推進し、監視し、すべての女性と女児のすべての人権と基本的自由の完全実現がジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの達成にとっての基本であることが認められている「北京行動綱領」の実施と監視を調整する際のその触媒的役割も再確認し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの実現を促進するために、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のフォローアップにも CSW が貢献すること

をさらに再確認する。

14. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)の設立 10 周年を認め、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを推進し、加盟国を支援し、国連システムを調整し、「北京宣言と行動綱領」の完全で、効果的で、促進された実施と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施を支援して、あらゆるレベルの市民社会、民間セクター及びその他の関連ステイクホルダーを動員する際のその重要な役割を再確認する。

15. 組織的なジェンダー主流化、結果を出すための資金の動員、データと厳格な説明責任制度での進歩と監視と評価を通して「北京宣言と行動綱領」の完全で、効果的で、促進された実施を継続して支援するよう国連システムに要請する。

16. 「北京宣言と行動綱領」の実施への、NGO と女性団体、地域社会を基盤とした団体、青年が主導する団体、存在するところでは国内人権機関のようなその他のステイクホルダーによる貢献を歓迎し、女性と女兒の安全で機能的環境を推進し保障することにより、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントの推進のための地方・国内・地域・世界レベルでの市民社会の努力を継続して支援することを誓い、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントの達成への貢献として、市民社会との開放的で、包摂的で、透明性のあるかわりを持つことの重要性を認める。

17. ジェンダー平等と人権完全享受を含めたすべての女性と女兒のエンパワーメントの達成に向けた私たちの集団的努力を強化することにより、「北京宣言と行動綱領」の完全で、効果的で、促進された実施を公約する。

政治宣言の採択

拍手喝采のうちに政治宣言を採択

採択後コメント

カナダ: コロナウィルスは、危機時に、女性と女兒がしばしばまず置き去りにされることを思い出させるものとして役立つべきである。この勃発を各国政府がこの政治宣言を現実のものとするができるかどうかを見るための集団的テストとして描写し、国連が女性にとって現実のものとなるウィルスからのインパクトを緩和するためにどのように他と協力するかに重点を置くよう要請し、観光に依存している小島嶼開発途上国の女性に特に注意を引く。政治宣言に沿って、私たちの行動が素早く、重要なものであることを確実にしようではないか。

ナミビア: 女性の声は、より良い対話、より良い政策とより公正な和平取引にとって極めて重要である。1325 は数以上のものであることを強調し、安全保障理事会決議第 1325 号(2000 年)を、和平協定、平和維持活動、戦争で荒廃した社会の再建における女性の重要な役割を示す分水嶺的政治的枠組であると呼ぶ。政治宣言でコンセンサスに達する際の困難に失望を表明する。安全保障理事会には、女性・平和・安全保障のアジェンダを成就する責務があるが、アジェンダは 15 か国の機関を超えており、様々な国連機関の作業にまで進んでいる。政治宣言は争点のあるものであるべきではなかった。

米国: 政治宣言は完璧ではないが、我が国の優先事項を大きく捉えている。米国は、すべての女性が、公式・非公式の権力の座を占め、そこから指導することができることを保障することにコミットしており、だからこそ、我が国代表団は決議第 1325 号(2000 年)の文言を強く支持しているのである。このテキストは宣言の中で述べられていないが、我が国はこの重要な周年のことを述べる。市民社会は重要なパート

ナーであり、米国は今後の宣言でこのパートナーの承認を要求し続けるつもりである。

エクアドル: 「北京宣言と行動綱領」に書かれている権利に基づいて、性と生殖に関する健康と権利をめぐる規則と女性の権利を開発する際に遂げられた進歩を想起する。ジェンダー平等において遂げられた進歩を損なう人権をめぐる後退的傾向と偏見のある法律の採択に注意を引く。北京で達成されたものは、基本として用いられるべきである。しかし、政治宣言を折衝する時に、基本的権利が見過ごされたことは残念である。

イスラエル: 政治宣言は、最高のレベルで市民社会の参画を得て採択されるべきであった。今日の短縮された集まりは、私たちがどこにいたいと思うのかと現実にはどこにいるのかとの間の違いを思い出させるものとして役立つべきであることを強調し、女性と女兒が平等に社会に参画できることを保障するためにはまだ道程は遠いことを述べる。北京後 25 年で、私たちはまだいたはずの場所にはおらず、CSW64 への市民社会の参画は限られていた。

南アフリカ: アバルトヘイト廃止後の年月において我が国の女性の権利に関する進歩的な法律の採択を指摘する。政治宣言は、女性の性と生殖に関する権利への集団的公約をもっと表現するべきであった。平和と安全保障における女性の重要な役割を認めるためにも、これは極めて重要である。

アルゼンチン: 「サンチャゴ・コンセンサス」を採択したラテンアメリカとカリブ海諸国を代表して発言するが、「北京宣言」は、女性のエンパワーメントのための明確なガイドラインを述べている。ラテンアメリカ・カリブ海共同体の加盟国は、女性に対する暴力と司法へのアクセスを含め、優先度の高い問題に関する文言を表す幅広い提案をもってここにやってきた。私たちのグループは折衝プロセス中に柔軟性も示した。

スイス: アイスランド、リヒテンシュタイン、ニュージーランド、ノルウェーも代表して発言するが、現在の宣言は、ジェンダー平等と持続可能な開発との間の相互関連性も強調しつつ、女性の権利は人権であることを認めている。代表団が、文書の中で女性・平和・安全保障のアジェンダを称えるために合意に達することができなかったことを残念に思い、その重要な貢献にもかかわらず、人権擁護者の作業への言及も欠けていることを嘆かわしく思う。さらに、性と生殖に関する権利の重要な問題に関する言及も維持できなかった。

欧州連合: 今日はお祝いの日であるが、自己満足している時ではない。欧州連合にとっては、宣言がジェンダー平等と平和と安全保障との間の関連性を認めていることは重要である。権利を支持する時に依怙最良はあり得ない。欧州は、すべての個人が、差別や暴力がなく、自分のセクシュアリティと性と生殖に関する健康に関連する問題を完全に管理し、自由に決定する権利の推進と保護へのコミットメントも再確認する。

イラン: 我が国は、現在のものを含め、すべての「北京宣言と行動綱領」の準備、折衝、実施及び見直しに関わった。ファシリテーターによって折衝中に取り除かれた建設的取組を歓迎するが、女性を含め、一方的な強制措置の結果についてのイランの懸念の中には、残念ながら、全体的に取りあげられなかったものもある。人権、開発、国際関係、貿易、投資それに女性に関するそのような措置の否定的インパクトが、最終テキストで見過ごされたことは残念である。

メキシコ: 我が国は、様々な女性と女兒が直面している問題に関して、政治宣言の中でもっと明確な文言が見られることを望んでいた。メキシコにとっての優先事項は、25 年前になされたように、性と生殖に関する健康と権利への言及であり、責任をもって身体的自治への権利を支持する必要性であった。残念ながら、この問題に関しては未だに押し戻しがある。政治宣言が、「世代間平等フォーラム」にも言及し

ていないことにも失望を表明する。

ホーリーシー: 最初から、我が国代表団は、政治宣言がコンセンサスで採択される必要があることを強調した。しかし、宣言が家族に言及しておらず、その支援のための政策にも言及していないことを残念に思う。女性は社会の変革の担い手として極めて重要であり、主たるケアの提供者としての家族もそうである。この点を認めるにはバランスの取れた仕事と家庭生活への取組のための適切な政策が必要である。そのような認識が争点となると考えることはできず、人権は普遍的で不可分であることが求められなければならない。ホーリーシーは、「ジェンダー」という用語は生物学的性的アイデンティティに基づくものであると理解していることを強調する。

ウルグアイ: 「サンチャゴ・コンセンサス」を採択したラテンアメリカとカリブ海諸国グループと共に、すべての女性と子どものための人権アジェンダの進歩に対する障害、特に性と生殖に関する健康と権利をめぐる合意された文言の強い押し戻しの傾向について深い懸念を繰り返し述べる。性と生殖に関する健康と権利は、国際社会によって定義され、様々な立場の間の微妙なバランスを通して達成された反論の概念である。この状況で、1994年の国際人口開発会議を引用するが、「2030アジェンダ」の下で、各国政府は、普遍的な性的健康とサービスへのアクセスを保証することを誓った。これは、万人の優先事項でなければならない。ウルグアイは、政治宣言の中で、女性・平和・安全保障に関する決議第1325号(2000年)への言及があった方がよかったと思っていることを強調する。

ケニア: 政治宣言を歓迎する。これは女性のエンパワーメントを推進する手助けをし、世界中でジェンダー平等を推進するであろう。「北京宣言」は1995年にジェンダー平等に対処する際の前例のない手段であった。

アルゼンチン: 2度目に発言するが、コロナウィルス勃発のために来ることができなかった我が国代表団のアルゼンチン女性に代わっても発言する。「サンチャゴ・コンセンサス」諸国によって出された提案は、ジェンダー暴力を根絶し、包括的な性と生殖に関する権利の基本的保証を強化する絶対的な必要性に基づくものであった。フェミニスト運動にとっての優先事項であり、国際人権アジェンダですでに受け入れられているこれら権利への明確な言及がないことに失望を表明し、現在の会議のアジェンダは規模縮小されており、政策の立案にかかわっている国の役人とアドヴォカシーの経歴を持つ市民社会団体の代表を欠いていることを残念に思う。